

## 社会福祉法人とまとの会 役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人とまとの会（以下「当法人」という）定款第九条および第二十三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）・評議員・各種委員会委員・その他本会理事長が必要と認めた役員等（以下「役員等」とする）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次の通り費用弁償する。<ただし、当法人の管理者等の職員が役員の場合は支給しない。>

電車・バス等の乗車賃等	実費
食事代等	実費
私有車	旅程1km当たり26円

- 1) 乗車賃等については、普通車を原則とする。ただし当法人が認めた場合に限り特急・急行・新幹線の料金及び、座席指定の料金を支給する。
- 2) 航空機の使用は当法人が認めた場合に限る。
- 3) 当法人が認めた場合に限り、私有車を使用することができる。旅費は、順路によりこれを支給する。但し用務の都合、その他やむを得ない事由の為、順路によれない場合は、実際に経過した行路とする。

(費用弁償の支給方法)

第4条 費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

2 費用弁償の時期は、業務にあたったその都度支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 本規程は評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則 1、この規程は、平成二十九年六月十日から施行する。

2、この規程は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

役員・評議員費用弁償規程（平成27年4月1日実施）は、令和5年3月31日をもって廃止する。